



NEWSFLASH – インド

2020年税制改正後、電子商取引に関する平衡税の概要

2020年4月

背景

- 過去10年間、インドは情報技術及び電子商取引の分野において急速な拡大を経験してきた。これに伴い、デジタルプラットフォームやオンライン設備による商品やサービスの提供は飛躍的に増加した。
- 経済協力開発機構（OECD）は、BEPS（税源浸食利益移転）プロジェクト・行動計画1「デジタル経済に係る課税上の課題への対応」の中で、デジタル社会における直接税の課題に対し、いくつかのオプションを提示している。
- 新たなデジタル経済の可能性、及び急速に進化していく事業内容の性質を考慮し、デジタル取引の税務上の課題に対応するため、インドは2016年 Finance Act（財政法）において平衡税（Equalization Levy）の概念を導入し、さらに2020年 Finance Act において改正を行った。
-

平衡税 2016年 – デジタル広告

- 2016年に導入された平衡税では、インドの非居住者又はインドにPE（恒久的施設）のない外国法人より特定のサービスの提供を受け、以下の i 又は ii の事業者がその対価を支払う場合に、発生ベースで6%の税率にて課税が行われる。
 - i インドで事業を営んでいる居住者又は内国法人
 - ii インドにPE（恒久的施設）を有する非居住者又は外国法人
 - 1 事業年度で、10万ルピー（約15万円相当）超の支払い取引があった場合に適用される。
- 現在、この特定のサービスには、オンライン広告サービス、デジタル広告スペースの提供やその他オンライン広告を目的とする手段やサービス、並びにインド政府よりオンライン広告と認定されたその他サービスが含まれる。当該平衡税は事業者間取引（B2B）のみに適用される。
- 当該平衡税は、サービスを受けた支払者側が平衡税を徴収し、納付する責任を負う。

平衡税 2020年 電子商取引の供給又はサービス

- 2020年 Finance Act（財政法）は、2020年3月27日にインド大統領の同意により成立し、その中で平衡税の対象は大幅に拡大され、電子商取引事業者により提供される物品やサービスに対する支払いも対象となった。
- 改正平衡税は、当初2020年2月1日の財政法改正案に含まれていなかったものの、3月23日の下院議会の承認を得て改正案に追加されることになった。
- この改正により、電子商取引事業者（e-commerce operator）及び電子商取引の供給やサービス（e-commerce supply or services）の定義が拡大され、電子商取引事業者による広範囲のデジタル取引に適用されることになった。
- この改正平衡税は、2020年4月1日から施行されている。

電子商取引の供給やサービスに対する改正平衡税

- 電子商取引事業者に対し、以下の者に提供された電子商取引の供給やサービスの対価につき、発生ベースにて税率2%の平衡税が課せられる。
 - i. インド居住者又は内国法人
 - ii. 「特定の状況」にあるインド非居住者又は外国法人
 - iii. インドにあるIPアドレスを使用して商品やサービスを購入する者
- 上記 ii の「特定の状況」とは以下である。
 - a. インド居住者である顧客、またはインドに所在するIPアドレスを介して広告にアクセスする顧客を対象とした広告の販売
 - b. インド居住者、またはインドにあるIPアドレスを使用する者から収集したデータの販売

重要な用語の定義

- 「電子商取引事業者」とは、商品のオンライン販売又はサービスのオンラインによる提供のために、デジタル又は電子的設備又はプラットフォームを所有し、運用し、又は管理する非居住者や外国法人をいう。
- 「電子商取引の供給又はサービス」とは、以下のいずれかをいう。
 - i. 電子商取引事業者が所有する商品のオンライン販売
 - ii. 電子商取引事業者が提供するサービスのオンラインによる供給
 - iii. 電子商取引事業者を介したオンラインによる商品の販売やサービスの供給
 - iv. 上記 i、ii、iiiの組み合わせ
- 「オンライン」とは、インターネット、又はその他いかなる形式のデジタル、電気通信ネットワークによって取得された設備、サービス、権利、恩恵、アクセスをいう。

平衡税の適用外

平衡税は、以下の場合には適用されない。

- i. 電子商取引の供給又はサービスの提供を行っている電子商取引事業者がインドに PE（恒久的施設）を有し、その提供が実質的にそのPEと関連している場合。
- ii. インド所得税法第165条に規定されているオンライン広告や関連する活動が、すでに6%平衡税の適用を受けている場合。
- iii. 電子商取引事業者の事業年度における電子商取引の供給又はサービスの総売上高が2,000万ルピー未満の場合。

「恒久的施設（Permanent Establishment, PE）」とは、企業が当該場所を通じてその事業のすべて又は一部を行っている一定の場所を意味する。

所得税控除

- 1961年所得税法第10条 50項の改正により、2021年4月1日以降に提供された電子商取引の供給又サービスより生じる所得に対する控除規定が導入され、そうした電子商取引の供給又サービスは平衡税の対象となった。
- この新たな平衡税は2020年4月1日より施行されているが、所得税法第10条 50項の控除は2021年4月1日より適用されるため、今後の扱いについては公表が待たれる。

コンプライアンス及び納付期限（電子商取引の平衡税）

- 電子商取引の平衡税は、非居住者である電子商取引事業者により四半期毎に以下の期日内に納付される必要がある。

各四半期	申告期日
6月30日	7月7日
9月30日	10月7日
12月31日	翌年1月7日
3月31日	3月31日

- 当該納付義務は、支払者ではなく電子商取引事業者のみに課せられる。

コンプライアンス及び申告期限（電子商取引の平衡税）

- 電子商取引事業者は事業年度終了後、速やかに平衡税に関する年次報告書を6月30日までに提出する必要がある。
- 平衡税に関する年次報告書が期限内に提出されず、もしくは提出後に報告書に不備が発覚した場合、電子商取引事業者は修正報告書を提出することが出来る。ただし、修正報告書の提出は電子商取引の供給又はサービスがあった事業年度終了後2年以内に限られる。

納付、申告違反

納付延滞	毎月又はその月の一部に月1%単利で賦課
	納付まで1日1,000ルピーが罰金として付加。ただし、罰金の総額は納付されるべき平衡税が限度
未納付	罰金として未納付相当額が付加
年次報告書提出の遅延	報告書提出まで1日100ルピーが罰金として付加
年次報告書の虚偽申告	3年以内の懲役及び罰金

RSMのコメント

- 2020年4月1日より平衡税の適用対象が拡大し、電子商取引の供給又はサービス（設備を含む）が追加された。対象となる商品やサービスの電子商取引には、オンライン購読サービス、オンラインによる商品やサービス、ソフトウェアの販売、クラウドコンピューティング、ウェブ管理サービス、オンライン広告、オンラインゲーム等が含まれる。
- 非居住者から他の非居住者へ電子商取引により商品やサービスが提供された場合、インド顧客をターゲットにした広告販売やインド居住者からのデータ収集については平衡税の適用を受ける可能性がある。
- 電子商取引事業者は関連会社間取引や契約を検討し、平衡税の対象となるかを判断する必要がある。
- 平衡税は1961年所得税法に含まれておらず、租税条約の適用を受けられない可能性がある。そのため、外国法人がインドで納付した平衡税はその国で控除対象とならないことが考えられる。